

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づいた指定統計（指定統計第7号）であって、三重県の毎月の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類にいう鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業（家事サービス業および外国公務を除く。）に属し、常時30人以上の常用労働者を雇用する民営、官営及び公営の事業所のうち、労働大臣の指定する約360事業所について調査を行っている。

3 主要調査事項の定義

(1) 現金給与額

現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差引く以前の総額のことである。

「きまって支給する給与」とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって算定され支給される給与のことであって、超過勤務手当を含む。

「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与、賞与等のことであって、年末手当や結婚手当等支給条件、支給額が労働契約等によってあらかじめ確定していても、非常にまれに支給されたり、支給事由の発生が不確定なものは、「特別に支払われた給与」に含める。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

(2) 実労働時間

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待ち時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時間と終業時間との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、所定内労働時間以外の早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

(3) 出勤日数

調査期間中に労働者が業務遂行のため、事業所に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時から午後12時までの間に1時間でも就業すれば出勤日となる。

(4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

ア) 期間を決めずに、又は1ヵ月を越える期間を決めて雇われている者

イ) 日々又は1ヵ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2ヵ月にそれぞれ18日以上雇われた者

常用労働者は、「生産労働者」と「管理・事務及び技術労働者」に分かれる。

「生産労働者」とは、物の生産が行われる現場、建設作業の現場等（補助部門を含む。）における業務に従事する労働者のことであるが、生産部門で労働するものであっても事務員、技術員及び主として監督的業務に従事する職長、組長等は除かれる。

「管理・事務及び技術労働者」とは、管理、経理、営業、人事、福利、厚生、研究等の部門に働く労働者（単純作業に従事する者を含む。）のことである。

(5) 日雇労働者等

「日雇労働者」とは、日々又は1ヵ月以内の期間を限って雇われる者のことである。ただし、前2ヵ月にそれぞれ18日以上雇われた者は常用労働者として扱い、この範囲から除く。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を基にして、本県の規模30人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

なお、推計の方法は次のとおりである。

算式

$$\text{推計比率} = \frac{\text{前月分の本月末推計労働者数}}{\text{本月分の前月末調査労働者数}}$$

(1) 推計(常用)労働者数 = 調査労働者数 × 推計比率

$$(2) \text{各種1人当たり平均額(数)} = \frac{\text{各種調査延数} \left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 現金給与額} \\ 2 \text{ 出勤日数} \\ 3 \text{ 実労働時間数} \end{array} \right\} \times \text{推計比率}}{1/2 (\text{前月末推計労働者数} + \text{本月末推計労働者数})}$$

5 結果利用上の注意

(1) 毎月勤労統計調査は事業所統計調査の実施に合わせて調査対象事業所の抽出替えを行っているが、今回は、昭和61年の事業所統計調査に基づき昭和63年1月分調査で抽出替えを実施した。

この抽出替えに伴うギャップを修正するため、指数及び増減率を過去に遡って改訂した。

指数の改訂は、過去に遡り全期間とし、増減率の改訂は、賃金・労働時間については昭和57年5月以降(年平均は57年平均以降)、常用雇用については昭和56年7月以降(年平均は56年平均以降)ギャップ修正後の指数により再計算を行った。

なお、賃金・労働時間の昭和57年4月以前(年平均は56年平均以前)、常用雇用の昭和56年6月以前(年平均は55年平均以前)の増減率は従来どおりのものである。

(2) この年報の数値は、すべて常雇30人以上の規模のものである。

(3) 実質賃金指数の算式は次のとおりである。

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{三重県名目賃金指数}}{\text{三重県(5市平均)消費者物価指数}} \times 100$$

(4) 統計表の調査産業計には調査事業所僅少のため公表を除外した産業も含めて算出しているため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

(5) 統計表中で用いている符号の意味は、次のとおりである。

「-」 — 該当数字なし

「0」 — 単位未満

「X」 — 2事業所以下に関する数字であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した箇所